

政令第百二十号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者に係る死亡の推定）

第九条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三箇月間分からない場合又はその者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、遺族給付、葬祭給付及び障害給付年金差額一時金並びに第十二条の二第一項の規定による給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者に係る死亡の推定について定める必要があるからである。